

金融サービス仲介業の解説と対策

2021 年 1 月 14 日

のぞみ総合法律事務所 パートナー弁護士

公認不正検査士、日本代協アドバイザー

吉 田 桂 公

【プロフィール】

吉 田 ^{よし} 桂 ^{ひろ} 公

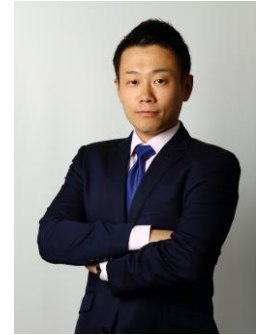
のぞみ総合法律事務所・パートナー弁護士

公認不正検査士（CFE）、日本損害保険代理業協会アドバイザー

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2 ヒューリック麹町ビル 8 階

<http://www.nozomisogo.gr.jp/>

Tel : 03-3265-3851（代表） / 03-3234-6890（直通） Fax : 03-3265-3860 Mail : yoshi@nozomisogo.gr.jp



【経歴】

2002 年 11 月司法試験合格。2003 年 3 月東京大学法学部卒業。同年 4 月司法研修所入所。2004 年 10 月のぞみ総合法律事務所入所。2006 年 4 月～2007 年 3 月日本銀行決済機構局（決済企画担当）、2007 年 4 月～2009 年 3 月金融庁検査局（専門検査官）に出向。2009 年 4 月のぞみ総合法律事務所復帰。

【主要取扱業務】

金融レギュレーション（保険業法、銀行法、金融商品取引法、信託業法等）、企業のコンプライアンス態勢構築、訴訟・金融 A D R 対応、調査委員会活動等。

＜主な実績＞

- ・ 保険会社（生保、損保）、保険代理店、保険仲立人、銀行等の業務全般に関する法的助言、意見書作成等
- ・ 保険会社（生保、損保）、保険代理店、保険仲立人、銀行等の内部監査の支援、コンプライアンス態勢（内部規程、組織体制等）の構築支援
- ・ リスク商品に関する訴訟対応、金融 A D R 対応
- ・ 金融機関の不祥事に係る調査委員会活動
- ・ M & A（法務監査を含む）
- ・ 法律顧問業務（顧問料：月額 5 万円～（＊金額については、柔軟に対応しますので、是非ご相談ください））

【【著書・論文等】】

＜改正保険業法対応関係＞

- ・「コロナ禍において保険代理店が行うべき態勢整備の取組み～“顧客起点”で考えられるかが問われる」（新日本保険新聞（損保版）2021年1月4日号）
- ・「新しい保険募集と販売ルールまるわかり 募集ルール編」（近代セールス社）
- ・「保険代理店の態勢整備上の問題事例・評価事例」（新日本保険新聞（損保版）連載中）
- ・「保険代理店の態勢整備上の留意点～改正保険業法を踏まえて～」(inswatch 連載中)

ほか多数

＜金融行政・金融規制対応関係＞

- ・「2020年6月法改正、金融サービス仲介業の概要とビジネスへの影響」（BUSINESS LAWYERS 2020年8月5日）
- ・「『金融サービス仲介業』の解説」（保険毎日新聞 2020年7月20日号）
- ・「座談会 金融検査マニュアル廃止後の地域金融機関におけるコンプライアンス・リスク管理態勢—最近の金融行政等を踏まえて—」（金融法務事情 2146号）
- ・「『金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）』と各業態における検証例等」（金融法務事情 2100号）
- ・「実務必携 金融検査事例集の解説」（金融財政事情研究会）
- ・「日常業務のコンプライアンス」（全国地方銀行協会）
- ・「金融検定協会コンプライアンス・オフィサー(SCO)検定試験対応講座（通信講座）」（銀行研修社）

ほか多数

※ 保険会社・保険代理店・保険仲立人・銀行等の社内研修も多数担当

※ 金融庁での研修実績あり（検査官向けに、改正保険業法について解説）

【金融サービス仲介業の創設の経緯】

- ・ 情報通信技術の飛躍的な発展などにより、金融を取り巻く環境にも変化の兆しが見られる
- ・ 金融サービスや金融機関の在り方も大きく変容しつつある中、金融制度についても、こうした変化に対応したものとしていくことが重要な課題



➤ 2017年11月16日 金融担当大臣諮問¹

○ 情報技術の進展等の環境変化を踏まえた金融制度のあり方に関する検討

機能別・横断的な金融規制の整備等、情報技術の進展その他の我が国の金融を取り巻く環境変化を踏まえた金融制度のあり方について検討を行うこと。

「横断的」⇒ 業横断的に商品比較を行いやすくする

¹ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryu/20171116/06.pdf



➤ 2018年6月19日 金融審議会 金融制度スタディ・グループ「中間整理― 機能別・横断的な金融規制体系に向けて ―」²

- ・ 現在の金融制度は、基本的に業態ごとに法令（業法）が存在し、各プレイヤーのサービスが同一の機能・リスクを有していても、当該プレイヤーの属する業態ごとに規制の内容が異なり得る。
- ・ 現在基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することを目指すことが重要な課題である。



² https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20180619/chukanseiri.pdf

- 2019年7月26日 金融審議会・金融制度スタディ・グループ「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」³

1. 背景と課題

近年、情報通信技術の発展等により、利用者がオンラインで円滑に金融商品・サービスの提供を受けることが可能となった。また、長寿化が進展し、資産・所得、就労、健康、世帯構成等の状況について多様化が進展していることを踏まえれば、利用者それぞれが、自身にもっとも適した金融商品・サービスの提供を受けられるようにすることは、社会的にも重要であると考えられる。

一方、利用者と金融機関との間に介在する仲介業者に関する現行規制は、例えば、銀行法における銀行代理業者や電子決済等代行業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人、というように「機能」ごとに分かれている。このため、事業者が「機能」をまたいで商品・サービスを取り扱う場合には、複数の登録等が必要となっている。

³ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20190726/houkoku.pdf

金融サービス仲介業は、オンラインを念頭に置いていたが、
オンライン以外（対面）も可能

2. 基本的な考え方

イノベーションを促進し、利便性のより高い金融仲介サービスを実現していく観点から、オンラインを念頭に置きつつ、複数業種かつ（隔地を含めた）多数の金融機関が提供する多種多様な商品・サービスをワンストップで提供する仲介業者に適した制度について、以下の点に留意しつつ、具体的に検討を進めていくことが適当であると考えられる。

（１）参入規制の一本化等

．．．

（２）所属制に関する留意点

．．．



- 2019 年 12 月 20 日 金融審議会・決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ「報告」(WG 報告)⁴



- 2020 年 6 月 5 日 「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立

2020 年 6 月 12 日 同法律が公布

- ※ 公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行 —— 2021 年秋冬頃

- ※ 「金融商品の販売等に関する法律」⇒「金融サービスの提供に関する法律」(金サ法)

⁴ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20191220/houkoku.pdf

【金融サービス仲介業法制の概要】

背景・経緯

- 情報通信技術の発展により、オンラインでの金融サービスの提供が可能になった。また、就労や世帯の状況が多様化する中、利用者が、様々なサービスの中から自身に適したものを選択しやすくすることは重要。
- 他方、現在、銀行・証券・保険すべてのサービスをワンストップで利用者に提供する仲介業者は**5者のみ**。

貯蓄から資産形成へ

様々な金融サービス

銀行	証券	保険
普通預金	株 式	生命保険
定期預金	投資信託	傷害保険
住宅ローン	社 債	介護保険
など	など	など

仲介業者の数

銀行 (銀行代理業者)	79者 (2019年12月末)
証券 (金融商品仲介業者)	888者 (2019年12月末)
生命保険 【法人・個人計】 (生命保険代理店)	8万 5,862者
損害保険 (損害保険代理店)	18万 319者 (2019年3月末)
うち 銀行・証券・保険すべての サービスを仲介する業者	5者 (2019年12月末)

「業態ごとの縦割り
規制」と「所属制」



※生命保険協会、日本損害保険協会、金融庁の資料に基づき作成。

<出典：金融庁資料>

「業態ごとの縦割り規制」

- 銀行法における銀行代理業者、金融商品取引法における金融商品仲介業者、保険業法における保険募集人や保険仲立人といった業種ごとの規制が存在
⇒ 仲介しようとする分野に応じて複数の登録等が必要

「所属制」

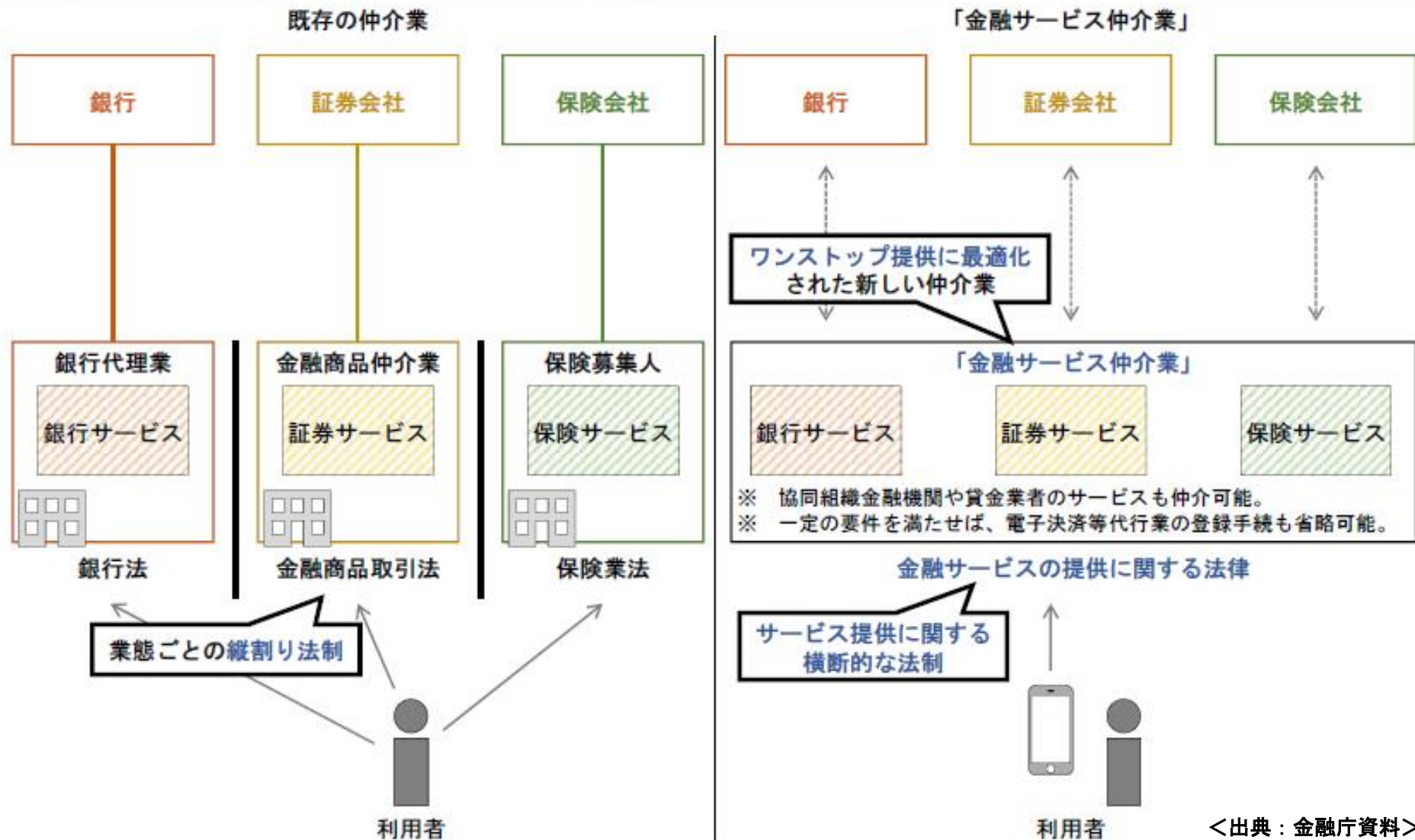
- 特定の金融機関に所属することが求められており、多数の金融機関が提供する商品・サービスを仲介しようとする場合、所属金融機関それぞれから行われる指導に対応する必要



- ✓ 金融サービス仲介業では、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化（「業態ごとの縦割り規制をとらない）
- ✓ 金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めないことにし、代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る
 - 「所属制」はとらないが、「所属制」でないことで利用者保護が疎かになるおそれがあることから、別の利用者保護の規制を行う

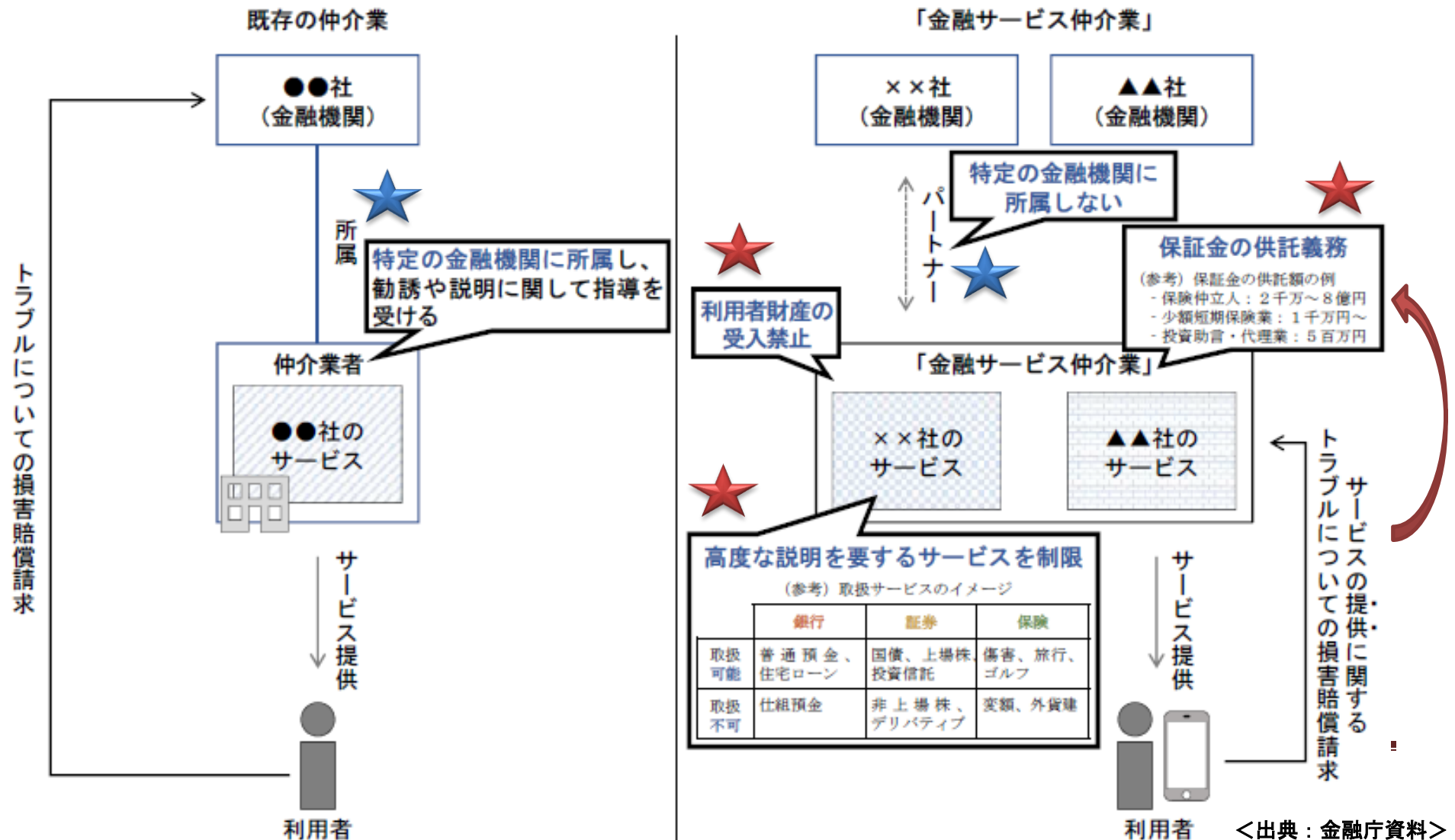
「金融サービス仲介業」の創設

- 金融商品販売法を金融サービスの提供に関する法律に改称し、「金融サービス仲介業」を創設。
- 業態ごとの縦割りだった既存の仲介業と異なり、1つの登録で銀行・証券・保険すべての分野のサービスを仲介可能とするなど、ワンストップ提供に最適化。



金融サービス仲介業：利用者保護のための主な規制

- 様々なサービスを取り扱えるよう、金融サービス仲介業には、特定の金融機関への所属を求めない。
- 代わりに、取扱可能なサービスの制限や利用者財産（サービス購入代金など）の受入禁止、保証金の供託義務により利用者保護を図る。



【金融サービス仲介業とは】

○「金融サービス仲介業」とは

「預金等媒介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」のいずれかを業として行うこと（金サ法 11 条）

(※) 「預金等媒介業務」：銀行等代理業者以外の者が、①銀行等のために預金等の受入れを内容とする契約の締結の媒介、②銀行等と顧客との間において行う資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介、③銀行等のために行う為替取引を内容とする契約の締結の媒介のいずれかを行う業務

「貸金業貸付媒介業務」：貸金業者以外の者が、貸金業者と顧客との間における資金の貸付け等を内容とする契約の締結の媒介を行う業務

「保険媒介業務」：保険募集人・保険仲立人以外の者が、保険会社等と顧客との間における保険契約の締結の媒介を行う業務

「有価証券等仲介業務」：第一種金融商品取引業者（主に証券会社）・金融商品仲介業者以外の者が、第一種金融商品取引業者・投資運用業者・登録金融機関と顧客との間において行う有価証券の売買の媒介等を行う業務

(※) 「金融サービス仲介業」の業務として認められるのは媒介であり、代理までは認められない（金融サービス仲介業者に契約締結権限ではない）

——「仲介業者を通じた多様な金融商品・サービスへのアクセスを確保する必要があるが、必ずしも仲介業者が金融機関や顧客に代わって取引を成立させる必要はないと考えられる」ことから、「新たな仲介業者の仲介行為として「代理」は認めないこととすることが適当である」（WG 報告 22 頁）

(※) 一定の要件を満たす場合には、銀行法上の登録を受けることなく、電子決済代行業を行うことができる（金サ法 18 条）

—— 複数の振込先への銀行振込の依頼をワンクリックで行うことができるサービス、預金口座の残高や利用履歴等の情報を銀行から取得・集計し、自動的に家計簿を作成するサービス など

○ 兼業制限

✓ 現行法に基づく仲介業と同じ分野で金融サービス仲介業の登録を受けることはできない

⇒ 現行法に基づく保険募集人（保険代理店）は、金サ法に基づく「保険媒介業務」を同時に行うことはできない

——「銀行・証券・保険の各分野において、ある仲介業者が既存の仲介業と新たな仲介業の両方の許可・登録を受け、両方の立場で仲介行為を行いうることとした場合、仲介業者がいずれの立場でいかなる規制に基づいて仲介行為を行っているのか顧客に混同をもたらすおそれ」がある（WG 報告 24 頁）

= 両方の立場で仲介行為を行えるとなると、それぞれ規制が異なるにもかかわらず、顧客から見れば、当該業者が、既存の仲介業として商品の提案等をしているのか、金融サービス仲介業として商品の提案等をしているのかわからず、混乱するおそれ

✓ 他方で、現行法に基づく保険代理店が「保険媒介業務」以外の「預金等媒介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「有価証券等仲介業務」の全部又は一部を行うことは可能

○ 金融サービス仲介業に関する規制

〔「所属制」を外したことに伴う利用者保護のための規制〕

➤ 保証金の供託義務（金サ法 22 条、23 条）

- ・ 金融サービス仲介業者は保証金を供託しなければならない
 - * 保証金に替えて、国債等の有価証券を充てることも可能
 - * 供託に替えて、保証契約や賠償責任保険契約によることも可能
- 「所属制を採用する既存の仲介業においては、仲介行為に関して顧客に損害が生じた場合、原則として所属金融機関がその賠償責任を負うこととされているが、新たな仲介業には所属制を採用しないことから、新たな仲介業者自らが賠償責任を負う前提で制度を検討する必要がある」、
「顧客の保護を図る観点から、新たな仲介業者の賠償資力の確保に資するよう、保証金の供託等を求めることが適当である」（WG 報告 23 頁）
 - ← 例えば、保険業法 283 条 1 項に基づき、保険会社は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負うこと

とされている（ただし、これによって保険募集人自身の賠償責任がなくなるわけではなく、保険会社は保険募集人に対して求償権を行使することができる）

※ 保証金の額については、今後、政令で定められるが、例えば、「一定の額をベースに、前事業年度に得た手数料その他の対価の合計額の一定割合を加えた額の供託等を求めること」が想定される（WG 報告 23 頁）

➤ 高度な説明を要するサービスの制限

- ・ 詳細は、今後、政令で定められるが、金融サービス仲介業では、以下の商品の取扱いが制限されることが想定（今後変更の可能性あり）⁵

業 務	取扱いが制限されることが想定される商品
預金等媒介業務	[預金等] 特定預金等契約（仕組預金等）、譲渡性預金 [貸付] カードローン
貸金業貸付媒介業務	カードローン
保険媒介業務	特定保険契約（変額保険、外貨建保険等） 転換契約 基礎率変更付の第三分野保険 火災保険 再保険契約

⁵ 週刊金融財政事情（2020 年 12 月 14 日号）11 頁参照。

	団体保険、法人保険 一定の金額を超える保険金を支払うことを約する保険契約 一年間に支払う保険料の額が一定の金額以下である保険契約
有価証券等仲介業務	特定投資家向け有価証券 デリバティブ取引 信用取引 選択権付債券売買取引 私募、特定投資家向け売り付け勧誘等の取扱い 下記①～⑪以外の有価証券・デリバティブ取引に関する投資顧問契約、投資一任契約 下記①～⑪以外の有価証券の売買の媒介、市場における売買の委託の媒介、募集・売り出しの取扱い ①公募の国債・地方債、②公募の特別法人債、③複雑なものを除いた公募の社債、④上場株式、⑤上場特別法人出資証券、⑥上場優先出資証券、⑦複雑なものを除いた公募の投資信託、⑧複雑なものを除いた公募の投資証券、⑨複雑な

	ものを除いた公募の投資法人債、⑩複雑なものを除いた上場受益証券発行信託、⑪預託証券・証券（①～⑩に係るものに限る）
--	---

- 「新たな仲介業者には所属制を採用しないため、商品・サービスを提供する金融機関（銀行、証券会社、保険会社等）による指導・監督や賠償責任の負担がなされとは限らない。また、顧客の資産状況やライフプランに応じて顧客に適した金融商品・サービスの比較・推奨等を行うビジネスを念頭に置けば、商品設計が複雑な金融商品・サービスを仲介するニーズは大きくないと考えられる」、「新たな仲介業者には、商品設計が複雑でないものや、日常生活に定着しているものなど、仲介にあたって高度な商品説明を要しないと考えられる商品・サービスに限って取扱いを認めることが適当である」（WG 報告 22 頁）

[業務に関する規制]

➤ 基本的な考え方

- ・「仲介する金融サービスによらず必要と考えられる規制については、新たな仲介業者が銀行・証券・保険のいずれの分野において仲介を行うかにかかわらず共通して求めていくことが適当」
 - ・他方で、「例えば、仲介業者が、「資金供与」（「預金受入れ」）に関する仲介を行う場合と、「資産運用」に関する仲介を行う場合、「リスク移転」に関する仲介を行う場合とでは、利用者保護等の観点から必要とされる行為規制は当然にして異なる」と考えられ、「仲介業者が取り扱う商品・サービスの特性を踏まえ、必要なルールが過不足なく適用されることを確保する必要」がある（WG 報告 25 頁）
- ⇒ 金融サービス仲介業に対する行為規制は、「**共通の規制**」と「**分野に応じた規制**」という体系で整理されている

金融サービス仲介業：その他の規制

- 金融サービスの仲介を行う場合に利用者保護等のために必要となる規制は、銀行分野・証券分野・保険分野で異なることがある。
- 金融サービス仲介業については、取り扱うサービスの分野に応じ、必要な規制を過不足なく適用する。

金融サービス仲介業の規制			
	銀行分野 [預金受入・貸付・為替取引]	証券分野 [有価証券売買・投資信託直販]	保険分野 [保険引受]
中立性			体制（態勢）整備義務
共通の規制	○ 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等） ○ 誠実義務 顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない ○ 金融機関から受け取る手数料等の開示 ○ 名義貸しの禁止 ○ 標識の掲示		
	等		
	+		
分野に応じた規制	○ 情実融資の媒介の禁止 等	○ インサイダー情報を利用した勧誘の禁止 ○ 損失補填の禁止 ○ 顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止 等	○ 自己契約の禁止 ○ 告知の妨害の禁止 ○ 不適切な乗換募集の禁止 等
	※ 金融サービス仲介業者が貸金業者の貸付を媒介する場合について、誇大広告禁止や取立て行為規制を措置。		

※ 上記のほか、監督規定や、認定金融サービス仲介業協会及び裁判外紛争解決制度に関する規定を整備。

<出典：金融庁資料>

➤ 主な「共通の規制」

- ✓ 健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等）
 - 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務に関し、以下の措置などを講じなければならない（金サ法 26 条）

- その金融サービス仲介業務に係る重要な事項の顧客への説明
- その金融サービス仲介業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い
- その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置

⇒ いわゆる体制（態勢）整備義務であり、P D C A サイクルを構築する必要

✓ 誠実義務

- 金融サービス仲介業者は、顧客に対して誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない（金サ法 24 条）

—— 「所属制」をとらない金融サービス仲介業者は、各金融機関を中立に扱うべき立場であるため、誠実義務の遵守は重要

✓ 金融機関から受け取る手数料等の開示

- 金融サービス仲介業者は、顧客から求められたときは、金融サービス仲介業務に関して当該金融サービス仲介業者が金融機関から受け取る手数料・報酬等を明らかにしなければならない（金サ法 25 条）

—— 「例えば、顧客に適した同種の金融商品・サービスが複数ある場合、仲介業者には、顧客の最善の利益ではなく、仲介業者が金融機関から受け取る仲介手数料の多寡に基づいて商品を紹介するインセンティブが働きうる」ことから、「経済的なインセンティブに関する透明性を確保することで、顧客が仲介業者の中立性を評価できる環境を整えることが重

要」であり、「新たな仲介業者に対し、金融機関から受け取る手数料等の開示を求めることが適当である」（WG 報告 27 頁）

- ✓ 金融サービス仲介業に関する帳簿書類を作成・保存する義務（金サ法 33 条）
- ✓ 事業報告書の提出義務（金サ法 34 条）

➤ 主な「分野に応じた規制」

＜銀行分野の主な規制＞（金サ法 29 条）

- ✓ 情報提供義務（銀行法 52 条の 44 第 2 項に相当）
 - 金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務に関し、預金者等の保護に資するため、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない
- ✓ 禁止行為（銀行法 52 条の 45、銀行法施行規則 34 条の 53 に相当）
 - 金融サービス仲介業者は、預金等媒介業務に関し、以下の行為を行ってはならない

- 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 顧客に対し、自己又は密接関係者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介をする行為

- 密接関係者に対し、取引の条件が当該銀行の取引の通常 conditions に照らして当該銀行に不利益を与えるものであることを知りながら、その通常 conditions よりも有利な条件で資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の媒介をする行為（いわゆる情実融資）
- 顧客に対し、その知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、預金等媒介業務を行うこと
- 顧客に対し、取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 顧客に対し、不当に、預金等媒介業務を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をさせる行為
- 当該銀行に対し、預金等媒介業務に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のことを告げる行為

＜貸金業分野の主な規制＞（金サ法 32 条）

✓ 誇大広告の禁止等（貸金業法 16 条に相当）

- 広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしてはならない
- 広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明をしてはならない

- 顧客を誘引することを目的とした特定の商品を当該貸金業者の中心的な商品であると誤解させるような表示又は説明
- 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明
- 借入れが容易であることを過度に強調することにより、顧客の借入意欲をそそるような表示又は説明
- 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明
- 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

- 顧客の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適當と認められる勧誘を行って顧客の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、業務を行わなければならない
 - 貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた顧客から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行ってはならない
 - 業務に関して広告又は勧誘をするときは、顧客の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないように努めなければならない
- ✓ 取立行為の規制（貸金業法 21 条に相当）
- 債権の取立てに当たって、顧客等を威迫し、又は顧客等の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしてはならない

＜保険分野の主な規制＞（金サ法 30 条）

✓ 保険仲立人規制の準用（保険業法 293 条に相当）

▪ 結約書の交付義務（商法 546 条）

顧客と保険会社の間で保険契約が成立したときは、遅滞なく保険契約の内容等を記載した「結約書」を作成し、署名後、顧客と保険会社に交付しなければならない

✓ 情報提供義務（保険業法 294 条に相当）

✓ 意向把握義務（保険業法 294 条の 2 に相当）

✓ 自己契約の禁止（保険業法 295 条に相当）

✓ 各種禁止行為（保険業法 300 条に相当）

＜証券分野の主な規制＞（金サ法 31 条）

✓ 禁止行為

- 金融サービス仲介業者は、有価証券等仲介業務に関し、以下の行為を行ってはならない（金融商品取引法 38 条、66 条の 14、66 条の 14 の 2 に相当）
 - 媒介又は勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
 - 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて契約の締結の勧誘をする行為
 - 契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約の締結の勧誘をする行為
 - 勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしてしないで勧誘をする行為
 - 顧客が契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
 - 顧客に対して有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

- 顧客の取引情報を利用して他の顧客に対して勧誘する行為
 - 他業により知り得た有価証券の発行者に関する情報を利用して勧誘する行為
 - 金銭の貸付けその他信用の供与をすることを条件として勧誘する行為
 - 有価証券等仲介業務により知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他特別の情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行う行為
-
- 損失補填の禁止（金融商品取引法 39 条に相当）

[金融当局による立入検査等] (金サ法 35 条～38 条)

- ✓ 金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業者の取引先や業務委託先等に対する報告徴求
- ✓ 金融サービス仲介業者、金融サービス仲介業者の取引先や業務委託先等に対する立入検査
- ✓ 金融サービス仲介業者に対する行政処分（業務改善命令、業務停止命令、登録取消し等）

【想定される参入形態】

- ・ スマートフォンのアプリを通じ、自身の預金口座等の残高や収支を利用者が簡単に確認できるサービスを提供するとともに、そのサービスを通じて把握した利用者の資金ニーズや資産状況を基に、利用可能な融資の紹介や、個人のライフプランに適した金融サービスの比較・推奨等を行うなど、日常生活上の金融取引ニーズに応えるビジネス
- ・ クラウド会計ソフトやアプリによって事業者の会計・経理事務や納税手続きを支援するサービスを提供するとともに、同サービスを通じて把握した事業者の取引や財務に関する情報に基づき資金ニーズ等を把握してAIを活用したモデル等で与信審査を行って、複数の銀行や貸金業者の融資商品の中から当該事業者に適したものを推奨したり、又は、事業リスクの低減のための損害保険（賠償責任保険等）を提案したりするなど、事業上の各種金融取引ニーズに応えるビジネス
- ・ 顧客基盤（多数の顧客データ）を有する事業者が、顧客データを活用すべく、金融サービス仲介業に参入

等々…

⇒ “顧客サービス競争”、特に、顧客属性・意向に即した商品提案・推奨、商品比較の質の競争が激化する可能性

金融サービス仲介業にどう向き合うのか？

- 自社で金融サービス仲介業を行う
 - 現行法の保険代理店を維持しつつ、「預金等媒介業務」「貸金業貸付媒介業務」「有価証券等仲介業務」を行う
 - 現行法の保険代理店を廃業して、「保険媒介業務」も含めて、すべて金融サービス仲介業で行う
- 別会社を作って、別会社で金融サービス仲介業を行う
 - ※ 別会社で「保険媒介業務」を行う場合、現行法の保険代理店の役員と別会社の役員の兼任はできないことに注意
- 金融サービス仲介業者と提携する
 - 見込み客の紹介 など
- 現行のまま

【最後に】

➤ 競争下においては、自社の“強み”や“独自性”が何であるかを考え、それをどう発揮するか・活かすかが重要

➤ “顧客起点”（起点：物事の始まる場所、出発点）で、自社が提供すべきサービスを考える

※ Who（誰に）→ What（どのような価値・サービスを）→ How（どのように提供するのか）

- 個人（年齢は？属性は？）、法人（業種・業態は？外部環境は？財務状況は？）
- 保険、保険以外
- 募集、アフターフォロー
- 対面、オンライン

※ 顧客サポート等管理（顧客の具体的な声を収集・分析し活用）を、コンプライアンス態勢の向上という目的だけでなく、広く顧客サービスの向上という観点でとらえる

- 自社の経営理念（“ミッション”（企業が果たすべき責務）、“バリュー”（組織共通の価値観）、“ビジョン”（将来のありたい姿、究極の目標））、“パーパス”（存在意義）について、改めて社内で十分に協議・検証して見直しを行い、そして常にこれらに立ち返る

これらを具体的な取組みに落とし込み、そこからどのような効果が生まれているかを検証する

◆ 顧問契約等に関するお問合せ先

のぞみ総合法律事務所 弁護士 吉田 桂 公^{よし ひろ}

＜連絡先＞

〒102-0083 東京都千代田区麹町 3-2 ヒューリック麹町ビル 8 階

Tel : 03-3234-6890 (直通) Mail : yoshi@nozomisogo.gr.jp

のぞみ総合法律事務所ウェブサイトはこちら ⇒



顧問料のご案内はこちら ⇒

